

# 浜松市リハビリテーション病院 臨床倫理指針

## 1. 目的

基本的人権の尊重並びに、当院の「理念」「運営方針」「患者の権利と責務」に則り、すべての職員が、利用者の尊厳と生活の質を尊重した、患者中心主義に基づくリハビリテーション医療を提供することを目的として、日頃の臨床における諸問題に対応するための倫理方針を定める。

## 2. 対応原則

- 1) 当院が定めた「理念」「運営方針」「患者の権利と責務」を尊重し、患者の最善の利益を目的としたリハビリテーション医療の提供に努める。
- 2) 生命倫理原則「自立尊重」「与益」「無危害」「公正・正義」「人間の尊厳」に則り、医療者と患者の良きパートナーシップの形成に努める。
- 3) 院内委員会等の定める規約・規程及び、決定事項等を遵守する。
- 4) 患者はいつでもその意思を撤回・変更ができることを念頭におき、患者の意思に基づく医療の提供に努める。

## 3. 主な臨床倫理に関する問題への対応

### 3.1 インフォームドコンセントについて

インフォームドコンセント（Informed Consent）とは、患者が医師等から診療内容などについて十分な説明を受け理解した上で同意し、治療方法を選択するプロセスを指す。そのため、患者の立場に立った対応を常に心がけ、日頃から良好な信頼関係を保つよう努めるとともに、患者・家族のニーズを把握し、個別性を重視した関わりを大切にす。医療提供内容やその他必要と考えられる内容については、リハビリテーションを必要とする患者の障害特性に応じ、患者が理解しやすい方法を用いて十分な説明を行う。検査、治療方法などの選択にあたっては、患者の信条や価値観などを加味し、実施した場合の利益と実施しなかった場合の不利益について説明を行い、患者の自己決定権を尊重する。

患者が自律的に判断することが困難である場合は、患者個人の価値観や人生観を十分に理解し、患者の推定意思を表明できる代理人にも説明を行う。適切な代理人がない場合は、患者の利益を最優先とするが、判断に迷う場合には、倫理コンサルテーションチーム（以下、臨床倫理アドバイザー会）に助言を求めたり、必要に応じカンファレンスを開催し検討を行う。また、診療上知り得た患者の個人情報などのプライバシーには、最大限の配慮を行い、守秘義務を遵守する。

### 3.2 身体抑制について

身体抑制は、薬剤や用具などを用いて患者の自由な行動を制限し、身体機能低下などの二次的障害を招く可能性があり、人権擁護の観点からも本来避けるべき医療行為である。患者の人権への配慮を念頭に、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ可能な限り速やかに患者や家族に同意を得、その経過を正確に記録するなど慎重に手続きを行うことが求められる。実施に当たっては「医療安全管理マニュアル」に従い、身体抑制の実施・解除に向けては、可能な限り短時間とし、必要最小限の範囲にとどめ、医師・看護師らが複数で協議したうえ、医師の指示で実施する。

### 3.3 人生の最終段階における医療について

厚生労働省「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に従い、患者や家族等と相談のうえ、必要に応じ地域関係機関とも連携しながら、患者の意思に基づく医療を提供する。

### 3.4 心肺蘇生不要（DNAR）の指示について

心肺蘇生不要いわゆる DNAR（Do Not Attempt Resuscitation）とは、人生の最終段階における患者（がんの末期、老衰、救命の可能性がない患者等）が心肺停止となった際に、心肺蘇生術いわゆる CPR（Cardio Pulmonary Resuscitation）を行わないことを指す。同じ人生の最終段階における患者であっても、治療方針の選択とは異なることを理解しておく必要がある。

心肺蘇生不要（DNAR）の指示を考慮する症例が発生した場合には、担当医師のみの判断で決定せず、院内多職種、臨床倫理アドバイザー会等も含むカンファレンスで協議を行う。

多職種による、安全で科学的な根拠に基づく質の高い医療を提供することを運営方針に掲げる当院において、いかなる場合も積極的な安楽死や自殺幫助は認めない。

なお、神経難病などの進行性疾患の場合は、心肺蘇生不要（DNAR）の指示を含む患者の意思に基づく医師の指示書 POLST（Physician Orders for Life Sustaining Treatment）を使用する。

### 3.5 医学的臨床研究などの実施について

医学・医療の進歩に必要な研究の実施や、倫理的問題を含有する医療行為の実施に当たっては、ヘルシンキ宣言を尊重し、文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」並びに「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」及び院内規約・規程に従い、院外有識者を加えた倫理委員会において、倫理的・科学的見地から十分な審査を行う。

### **3.6 その他の臨床倫理問題を含有する症例について**

医療チームで協議を行うなかで判断に迷いが生じたり、広く院内の意見を求めたい個別の症例に対しては、臨床倫理アドバイザー会を活用しカンファレンスを開催して、多職種で協議し、問題解決、治療方針決定などを行う。

また、定期的に臨床倫理アドバイザー会議を開催し、病院全体の臨床倫理問題の把握に努め、病院運営全般に関わる倫理問題の解決については、必要に応じ倫理委員会とも連携を行う。

## **4. その他病院運営全般に関わる倫理的問題について**

その他病院運営全般に関わる倫理的問題については、必要に応じて「倫理委員会」で審議を行う。